

資循第243号
平成23年6月27日

県内市町村 各位
(廃棄物行政担当課扱い)

岩手県環境生活部長

東日本大震災で発生した被災車両の処理フローの修正について（通知）

本県の廃棄物対策に関する業務の推進につきましては、日頃から御協力いただきありがとうございます。

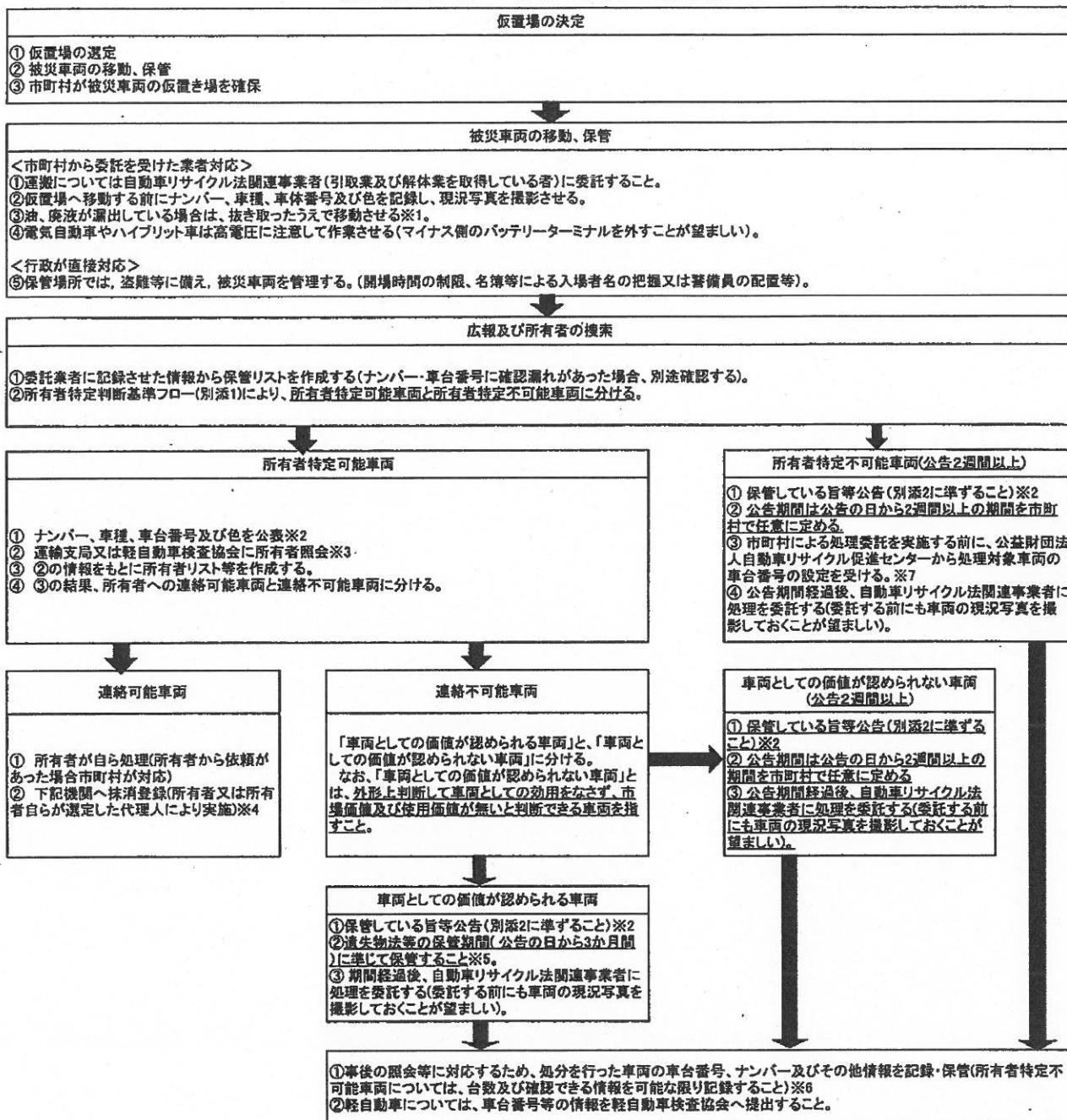
東日本大震災により本県内で発生した「被災車両の処理フロー」を5月12日付け資循第126号により通知していましたが、当該処理フローを下記について修正いたしましたので、別添「被災車両の処理フロー（平成23年6月27日修正版）」に基づいて被災車両の処理を実施願います。

記

- 1 所有者特定可能車両のうち、外形上判断して車両としての効用をなさず市場価値及び使用価値が無い車両を「車両としての価値が認められない車両」と判断すること。
- 2 記1により、「車両としての価値が認められない車両」と判断された車両の保管期間を、「公告の日から2週間以上の市町村で任意に定めた期間」とし、公告期間終了後処理を開始すること。
- 3 所有者特定可能車両のうち、車両としての価値が認められる車両は遺失物法等の保管期間に準ずること。
- 4 「車両としての価値が認められる車両」については、可能な範囲で①所有者宅への郵送 や②避難所等の確認 等を実施すること。

担当
環境生活部資源循環推進課
災害廃棄物対策担当
電話
019-629-6940

被災車両の処理フロー(平成23年6月27日修正版)



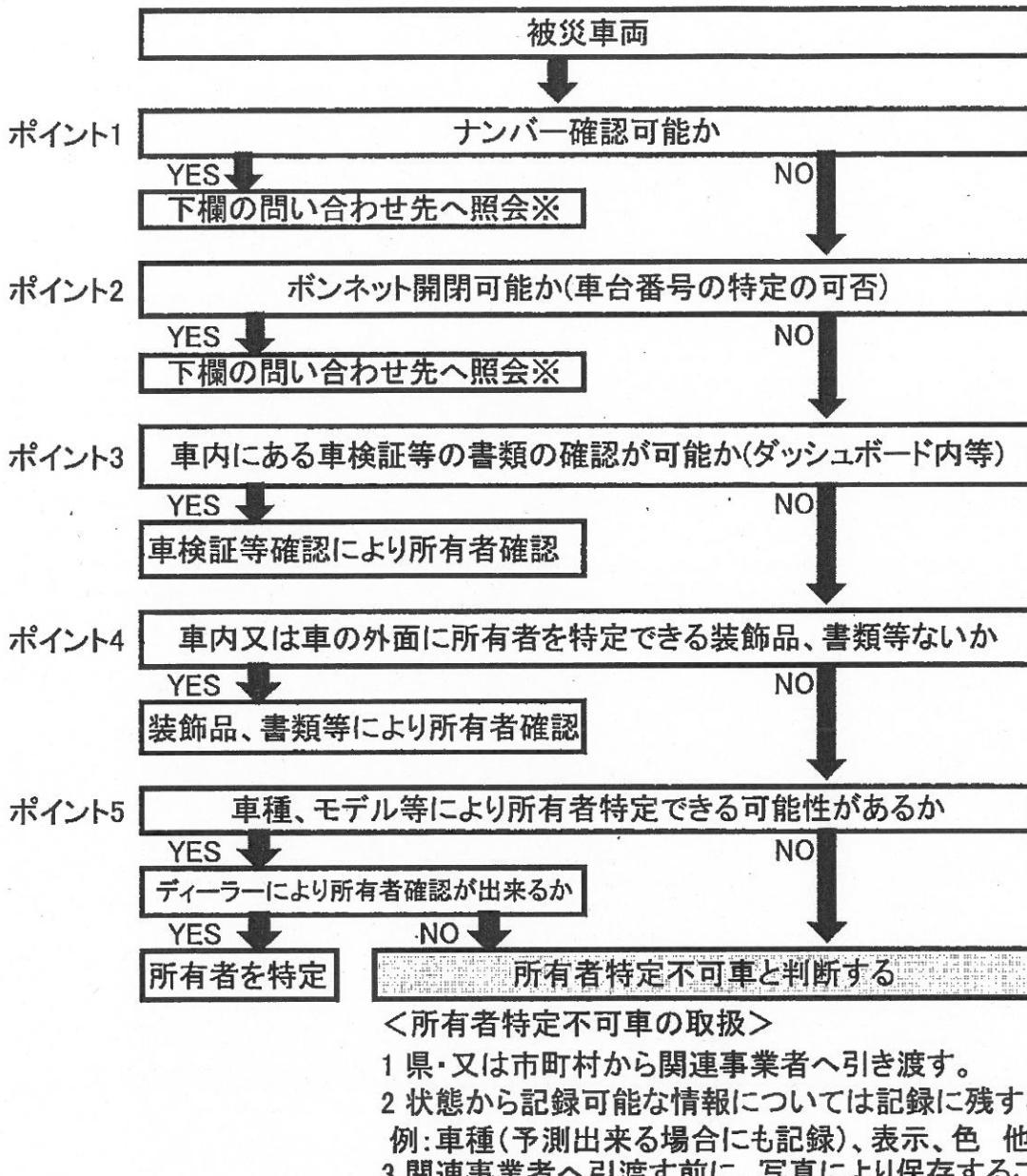
所有者照会、抹消登録の窓口及び問い合わせ先
<普通自動車・バス・トラック等(軽自動車以外)> 国土交通省・岩手運輸支局(紫波郡矢巾町流通センター南二丁目8番5号) tel 019-638-2154
<軽自動車> 軽自動車検査協会・岩手事務所(盛岡市湯沢16地割15-10) tel 019-639-8011

被災自動車処理に係る関連団体等(県内・県外)
1岩手県ELVリサイクル協議会
2岩手県内の自動車リサイクル法に基づく各関連事業者
3使用済自動車引取業者名簿(軽自動車協会連合会)の協力事業者
4災害支援募集結果表(ELVリサイクル機構協力企業)の協力事業者

<注意事項>
※1 現場での被災車両の油の抜き取りは自動車リサイクル法に基づく解体業の許可を取得している事業者に委託することが望ましい。
※2 公表及び公告の方法として、「①市町村のHPへの公開」、「②市町村広報の利用」、「③避難場所及び市役所等の貼り出し」等について実施することとし、被災自動車の処理開始日と連絡先を報道機関により広報すること(可能な範囲で、遠方に避難している被災者に対しても充分周知できる体制を確保すること)。
※3 軽自動車の所有者については、市町村が保管している課税台帳より特定が可能である場合があること。
※4 抹消登録後、自動車重量税の還付や代替自動車の自動車取得税の非課税等の措置が受けられる場合もあること(詳細は運輸支局へ確認すること)。
※5 「車両としての価値が認められる車両」については、可能な範囲で「①所有者宅への郵送」や「②避難所等の確認」等を実施すること。
※6 所有者への連絡が不可能な車両のうち、普通車・トラック等(軽自動車以外)については競價抹消の対象となるかどうか検討中であること。
※7 所有者特定不可能車両(車台番号等不明な被災自動車)を自治体等から引渡す際、再資源化預託金等相当額を負担する必要がないこと。

別添1

所有者特定判断フロー



※ナンバー・車台番号から所有者を確認する場合の問い合わせ先
<普通自動車・バス・トラック等(軽自動車以外)>

名称 国土交通省・岩手運輸支局
住所 岩手県紫波郡矢巾町流通センター南二丁目8番5号
Tel 019-638-2154

<軽自動車(軽自動車の場合、市町村が保管している課税台帳より所有者が特定できる場合があります。)>

名称 軽自動車検査協会
住所 岩手県盛岡市湯沢16地割15-10
Tel 019-639-8011

別添 2

津波により被災した自動車の移動、保管及び処理について(公告文書の作成例)

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災で被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

被災した自動車等を、下記の仮置場に移動し保管しています。

これらの自動車のうち、所有者の特定が不可能な車両(車台番号等判別が不可能な車両)については平成 23 年 5 月〇日(公告開始日から 2 週間経過した日)に処分を決定し、使用済自動車として処理を開始しますので、心当たりのある方は確認をお願いいたします。

平成 23 年 5 月〇日

○○市町村長

記

1 仮置場の場所

○○市(町・村) ○○○○地割内(保管場所名称: ○○公園内等)

2 5 月〇日に処分を決定する自動車の被災地から仮置場までの移動実施日時

平成 23 年 3 月〇〇日～平成 23 年 5 月〇日

3 仮置場入場可能日時

平成 23 年 5 月〇日から平成 23 年 5 月〇日(処理開始日前日)までの〇時～〇時(市町村により対応可能な時間)

4 備考

(1) 被災自動車の引き取りは、所有者自ら引取業者に依頼するなどにより行っていただきます。

※(2) 上記保管場所で保管している車両のうち、ナンバー、車台番号が判明している車両については、別途掲示、HP により広告しています(保管期限 平成 23 年〇月〇日)。

※4-(2) の内容については、市町村の状況により修正して差し支えません。また、その他記載が必要な事項についても各市町村の判断で追加願います。

5 連絡先

○○市(町・村) 災害対策本部、等。 TEL ○○○-○○○-○○○○